

国際機関日本アセアンセンター
ASEAN最新事情ウェビナー
2020年11月4日（水）

インドネシアにおける 投資誘致のためのオムニバス法 （雇用創出法）とその影響

国際機関日本アセアンセンター
貿易・投資クラスター 招聘コンサルタント
松井 和久
（松井グローバル合同会社代表）

本講演の構成

- 第1部 オムニバス法（雇用創出法）とは何か
- 第2部 オムニバス法を急いだ理由
- 第3部 オムニバス法での主な注目点
- 第4部 オムニバス法の問題点と今後への影響

<お知らせ>

オムニバス法（雇用創出法）は、法律2020年第11号として、2020年11月2日に発効しました。下記のサイトからダウンロード可能です。

<https://jdih.setneg.go.id/Terbaru>

第1部

オムニバス法(雇用創出法)とは何か

- オムニバス法(雇用創出法)の目的と背景
- オムニバス法(雇用創出法)制定までの経緯
- なぜ「オムニバス」法？
- オムニバス法(雇用創出法)の構成

オムニバス法(雇用創出法)の目的と背景

目的:

- 投資・ビジネス関連の様々な法令を変更・改訂し、法令間の重複・齟齬を一掃する。
- 投資・ビジネス環境を整えることで、投資誘致や新規事業を促進し、雇用機会を創出する。
- 新型コロナ禍における経済回復を加速させ、デジタル化を含む経済構造改革を進める。

背景:

- 不透明なグローバル経済、技術進歩、他国との競争
- 雇用吸収には不十分な低位経済成長
- 低い投資効果、低い生産性、零細中小企業

オムニバス法（雇用創出法）制定までの経緯

- 大統領発言（2019年9月4日）
 - 「中国企業33社が海外へ移転。そのうち23社がベトナムへ、10社がタイ、マレーシア、カンボジアへ。インドネシアはゼロ」
 - 「経済成長のため投資誘致促進」「問題は我々の中にある」
- 政府内でオムニバス法制定を合意（2019年11月11日）
- 政府から国会へ法案ドラフト提出（2020年2月12日）
- 国会法務委員会で審議開始（2020年4月2日）
- オムニバス法（雇用創出法）成立（2020年10月5日）
- 全国各地で反対デモ（2020年10月6-8日）
- オムニバス法が大統領へ（2020年10月12日）
- 大統領が署名、オムニバス法発効（2020年11月2日）

なぜ「オムニバス」法？

- 様々な法律の関係する条文のみを取り出し、その修正版を並べて全体で一つの法律にしたもの
- 当初、雇用創出、税制、首都移転の3つのオムニバス法を想定
- 本オムニバス法では79法律、1,203条文が変更・改定の対象

Bagian Kedua
Ketenagakerjaan

Pasal 81

Beberapa ketentuan dalam Undang-Undang Nomor 13 Tahun 2003 tentang Ketenagakerjaan (Lembaran Negara Republik Indonesia Tahun 2003 Nomor 39, Tambahan Lembaran Negara Republik Indonesia Nomor 4279) diubah sebagai berikut:

1. Ketentuan Pasal 13 diubah sehingga berbunyi sebagai berikut:

Pasal 13

- (1) Pelatihan kerja diselenggarakan oleh:
 - a. lembaga pelatihan kerja pemerintah;
 - b. lembaga pelatihan kerja swasta; atau

(抄訳)

第2部
労働

第81条

労働に関する法律2003年第13号のいくつかの条文を以下のように変更する。

1. 第13条を以下のように変更する。

第13条

- (1) 職業訓練は以下により実施される
 - a. 政府の職業訓練機関
 - b. 民間の職業訓練機関;または

オムニバス法(雇用創出法)の構成

章	内容	章	内容
第1章	はじめに	第9章	経済区域
第2章	原則、目的、範囲	第10章	中央政府投資と国家戦略プロジェクトの実施円滑化
第3章	投資とビジネス活動のエコシステム向上	第11章	雇用創出支援のための行政管理実施
第4章	労働	第12章	監視と指導
第5章	協同組合・零細中小企業の事業円滑化、保護、エンパワーメント	第13章	その他規定
第6章	事業円滑化	第14章	移行規定
第7章	調査研究・イノベーションの支援	第15章	おわりに
第8章	用地取得		(注)詳細は別添資料をご参照ください

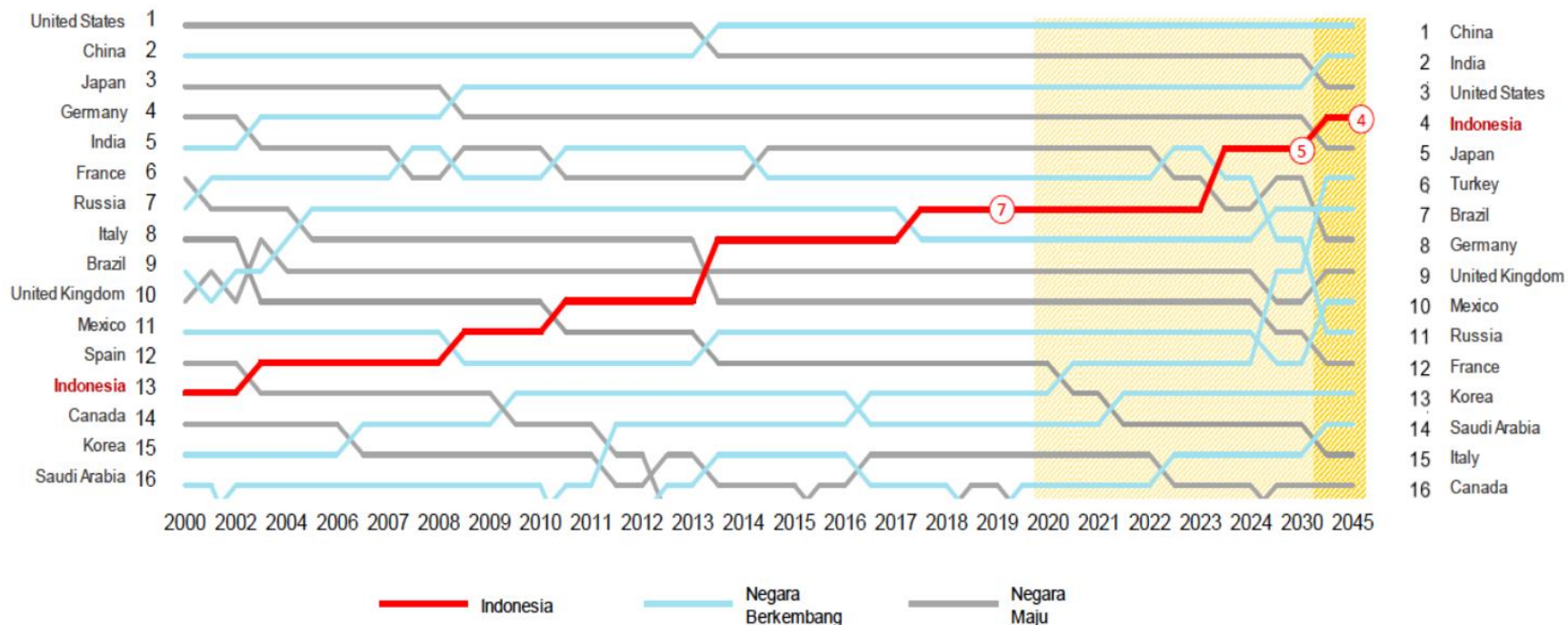
第2部

オムニバス法を急いだ理由

- 2045年へ向けての長期計画
- 近隣他国との競争を意識
- 新型コロナ禍からの経済回復
- オムニバス法で期待される成果
- オムニバス法が無かったら・・・

2045年へ向けての長期計画

Rank of GDP (PPP Adjusted)



		1986～2015	2016～2045	
			シナリオ1	シナリオ2
経済成長率	%	5.1	5.1	5.7
GDP世界ランキング	位	16	7	5
1人当りGDP	米ドル	3,378	19,794	23,199
高所得国となる年	年		2038	2036

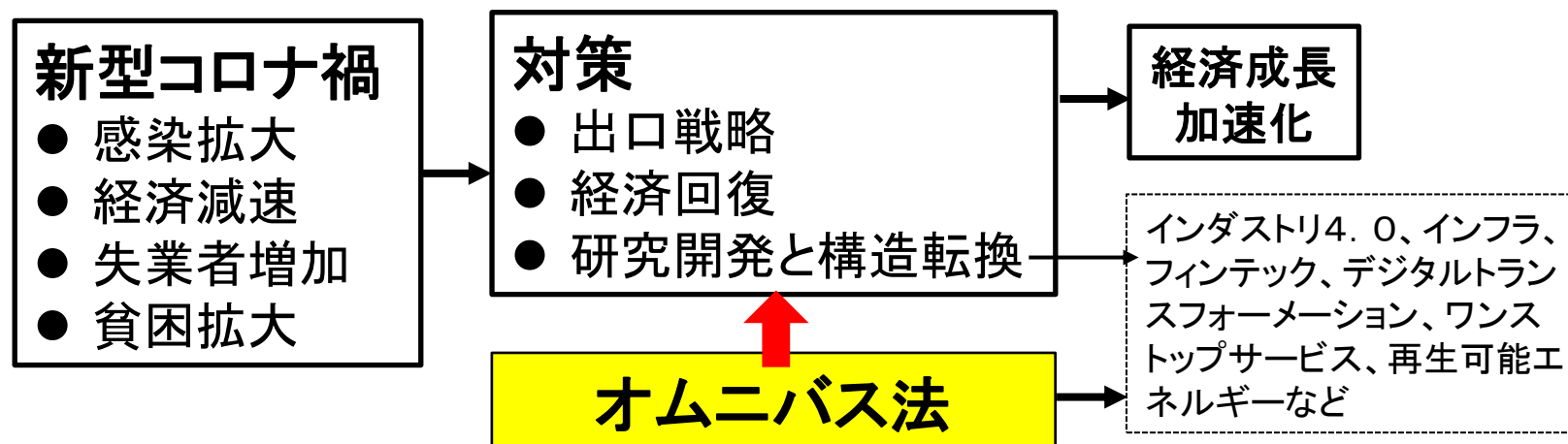
近隣他国との競争を意識

		インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	ベトナム
投資禁止業種 リスト	禁止	20	0	0	1	6
	条件付き開放	495	4	45	33	243
	合計	515	4	45	34	249
限界資本係数(ICOR): 2015-17年平均		6.8	6.5	5.0	3.6	4.1
外国投資比率の対GDP比率(%)		1.81	2.61	2.39	2.97	6.32
国際ビジネス 環境ランキング EODB (世銀) 2020年	総合順位	73	21	12	95	70
	スタートアップ	140	47	126	171	115
	建築許可	110	34	2	85	25
	不動産登録	106	67	33	120	64
	融資	48	48	37	132	25
	税支払	81	68	80	95	109
	契約履行	139	37	35	152	68
経済構造改革を行った年			2015	2007		2010

新型コロナ禍からの経済回復

各国の経済成長率見通し(%) (世銀2020年10月)

	2017	2018	2019	2020 予測	2020 悪化	2021 予測	2021 悪化
インドネシア	5.1	5.2	5.0	-1.6	-2.0	4.4	3.0
マレーシア	5.7	4.7	4.3	-4.9	-6.1	6.3	4.4
フィリピン	6.9	6.3	6.0	-6.9	-9.9	5.3	2.9
タイ	4.0	4.1	2.4	-8.3	-10.4	4.9	3.5
ベトナム	6.8	7.1	7.0	2.8	1.5	6.8	4.5



オムニバス法で期待される成果

- 雇用機会の創出
 - 失業者705万人＋新規就業者224万人＝929万人の需要
 - 新規雇用機会を年間200万人（現在）→同270～300万人へ
- 求職者の能力向上、労働者の厚生向上
- 労働生産性の向上
- 投資が6.6～7.0%増加
 - 新規事業増加・既存事業拡大→雇用機会拡大・労働者の厚生向上→消費が5.4～5.6%増加
- 零細中小企業・協同組合の振興
 - GDPに対する貢献度の増加（零細中小企業65%、協同組合5.5%へ）

オムニバス法が無かったら・・・

- 雇用機会は、より競争力のある他国へ移ってしまう
- 求職者の能力は高まらない。他国に対する労働者の競争力は低いまま
- 未就業人口(失業＋不完全就業)がますます増加
- 「中進国の罠」から抜け出せない
 - 先進国ほどの高い生産性や技術がない
 - 労働コストで後進国よりも競争力がない

第3部

オムニバス法での主な注目点

- 許認可アプローチからリスクベース・アプローチへ
- 投資禁止業種、投資優先リスト
- 会社設立、零細中小企業の定義
- 外国人入国許可・外国人労働力
- 個人所得税、外国人の不動産所有
- 労働に関する規定(1)～(4)
- その他の注目点

許認可アプローチ から リスクベース・アプローチへ

許認可アプローチ

- 事業内容・業種を問わず、全事業を許認可をもとに管理
- 許認可数が膨大な数になる
- 規範・標準・手続・基準(NSPK)が不明
- 許認可のみに焦点、監視の標準化・適正化ができない

リスクベース・アプローチ

- リスクの度合いに応じた許認可
- 登録、標準認証、許可
- リスクを基にする監視
- 事業内容に応じた監視

リスク要素：1. 健康、2. 安全、3. 環境、4. 資源利用

リスクの程度	事業基幹番号(NIB)	政府発行 事業標準認証	許可	産業数 (KLBI)	事業例
低	登録	-	-	27	農業観光、旅行代理店
中の低	登録	自己申告に基づく	-	9	
中の高	登録	審査が必要	-	23	冷凍機、重機利用建設業
高	登録	-	許可	8	

例：低リスク事業の場合

【従来の許認可アプローチ】

【リスクベース・アプローチ】

事業基幹番号(NIB) + 事業許可 + 立地許可・営業許可など
事業基幹番号(NIB)のみ

投資禁止業種、投資優先リスト

- **投資禁止業種** (第77条: 法律2007年第25号の改訂)
 - (1)大麻栽培・麻薬製造、(2)あらゆる賭博・カジノ、(3)ワシントン条約付属書1に記載の魚種捕獲、(4)海洋珊瑚の利用・採取、(5)化学兵器製造、(6)オゾン層を破壊する化学原料製造 [第12条]
 - (従来の20業種から6業種へ削減。禁止業種での内資と外資の区別も廃止)
- **投資優先リスト(DPI)の対象事業** (第77条2解説)
 - 財政的インセンティブを供与する優先事業
 - 非財政的インセンティブ(事業許可手続簡素化、立地優遇、インフラ整備など)を供与する事業
 - 零細中小企業の事業、株式所有以外での大企業と零細中小企業とのパートナーシップ事業
 - 特定条件を伴って開放される事業

会社設立、零細中小企業の定義

- **会社(PT)設立** (第109条: 法律2007年第40号の改訂)
 - 法務人権大臣に登録、登録証明を得れば、法人ステータスを取得[元法第7条] (従来は大臣決定公布日に取得)
 - 会社設立時の必要資本額は設立者決定で定める[第32条] (従来は最低5,000万ルピア。ただし、外資の場合は、投資調整庁令2020年第1号によると、最低100億ルピア、最初の払込は最低25億ルピア)。
 - 内資零細小企業は1名で会社設立可能[第153A条]
- **零細中小企業の定義** (第87条: 法律2008年第20号の改訂)
 - 零細企業、小企業、中企業の定義は、資本金、売上額、資産、年間売上額、投資額、インセンティブの有無、環境に易しい技術利用、ローカルコンテンツ、就業者数などに応じて、業種ごとに定める[第6条] (従来は、純資産額5,000万ルピア以下・年間売上3億ルピア以下は零細企業、など純資産額と年間売上額で定義)

外国人入国許可・外国人労働力

- **外国人入国許可** (第106条: 法律2011年第6号の改訂)
 - 訪問ビザに「投資準備」(prainvestasi)が追加 [第38条]
 - 短期滞在許可及び長期滞在許可の「高齢者」が「セカンドホーム」へ [第39・54条]
 - 入国審査時に短期滞在許可を取得した場合、同許可取得のための入国管理事務所(イミグレ)への出頭は不要 [元法第46条]
 - インドネシアに投資している外国人事業家は保証人不要。ただし、その代償として入国管理保証金を納める [第63条]
- **外国人労働力** (第81条: 法律2003年第13号の改訂)
 - 外国人労働力を利用する企業の外国人利用許可は不要、外国人利用計画のみ所有義務あり [第42条]
 - 外国人利用計画 (Rencana Penggunaan Tenaga Kerja Asing) の不要な外国人労働力に「当該企業の一定株式を所有する役員・監査役」、及び「緊急時の生産機械メンテナンス、職業訓練、技術ベースのスタートアップ、業務訪問、特定期間における調査」が追加 [第42条]

個人所得税、外国人の不動産所有

- **個人所得税** (第111条: 法律2008年第36号の改訂)
 - 外国人で特定の専門性を持ち、国内納税対象者となって4年以内の者は、国内源泉所得(インドネシア国内業務に関連して国外で支払われた分を含む)のみが課税対象となる。ただし、二重課税回避・脱税防止協定を活用する外国人にはこの規定は適用されない[第4条(1a)(1b)(1c)]
 - 配当収入から条件に応じて国内(証券市場など)へ投資している場合、配当収入は課税対象外[第4条(3)f]
- **外国人の不動産所有** (第144条)
 - 外国人・外国法人によるアパートメント・ユニット(satuan rumah susun)の所有は、経済特区(KEK)、自由貿易区域・自由貿易港、工業団地、その他経済区域に限る。

労働に関する規定(1)

- **労働時間・休暇** (第81条: 法律2003年第13号の改訂)
 - 当初案は「最長1日8時間・週40時間」だったが、元法通りの「週6労働日で1日7時間・週40時間、または週5労働日で1日8時間・週40時間」へ戻った。ただし、特定業種・業務では上記労働時間を超過・過少しても可 [第77条]
 - 労使合意の下で、超過勤務は最長1日4時間、週18時間 [第78条] (従来は最長1日3時間、週14時間)。超過勤務は可能な限り避けるべきとの表現あり [第78条(1)解説]
 - 12ヵ月勤続で最少でも12労働日の休暇、特定企業でのさらなる長期休暇は就業規則、会社規則、労働協約などで規定する [第79条] (元法には特定企業での6年勤続で7年目と8年目に各1ヵ月休暇との規定があったが、省略)
 - 企業側の賃金支払遅延等や労働者側の不当行為が意図的になされた場合、相手に対し罰金を科す [第88A条(6)(7)]

労働に関する規定(2)

- **最低賃金** (第81条: 法律2003年第13号の改訂)
 - 州知事が州の最低賃金を決定する。また、州知事は県・市の最低賃金を決定できる[第88C条(1)(2)] (従来は県知事・市長が県・市の最低賃金を決定。県・市の一部は産業別に細かく最低賃金を決定していた)
 - 最低賃金は経済と労働の状況に基づき決定。県・市の最低賃金は当該県・市の経済成長率またはインフレ率に基づき算定。州知事が決定する県・市の最低賃金は州の最低賃金より高くなければならない[第88C条(3)(4)(5)]
 - 最低賃金は勤続1年未満の労働者に適用[第88E条(2)]
 - 州知事の決定する最低賃金は零細小企業には適用されない。零細小企業の賃金は統計データに基づく住民の平均消費支出をもとに計算する[第90B条]
 - 企業には賃金表の策定義務あり[第92条]

労働に関する規定(3)

- **雇用関係終了(PHK)**(第81条:法律2003年第13号の改訂)
 - 企業側6理由(合併・分割、経営悪化、廃業、強制閉業、債務支払猶予、倒産) [第154A条]
 - 労働者9理由(企業側の不当行為を受けた申出、労使紛争解決委に従わず解雇、自己都合、無断欠勤、労働協約違反、犯罪後6ヵ月欠勤、病気・事故後障害で12ヵ月以後復帰不可、定年、死亡) [第154A条]
 - PHKの際、企業は退職金(uang pesangon)と/または慰労金(uang penghargaan)と補償金(uang penggantian hak yang seharusnya diterima)の支払義務がある[第156条]
 - 退職金は最大勤続8年以上で賃金9ヵ月分。慰労金は最大勤続24年以上で賃金10ヵ月分(当初案では最大勤続21年以上で賃金8ヵ月分)。補償金には未払い年休分、次期就業先への移動費、その他を含む[第156条]。(元法第167条にPHKに伴う補償金額算定法があったが、同条は省略)

雇用関係終了理由(1) - 国会で成立した2020年10月5日版の記述
オムニバス法(雇用創出法)案第81条 / 労働に関する法律2003年第13号第154A条 (1)

- a. 企業が合併、吸収、買収、分社を行った場合
- b. 企業が効率化を行った場合
- c. 企業が損失により閉業した場合
- d. 企業が不可抗力により閉業した場合
- e. 企業が債務返済義務を猶予されている状態にある場合
- f. 企業が破産した場合
- g. 企業が労働者に損害を生じさせた場合
- h. 労働者が自己都合退職した場合
- i. 労働者が無断欠勤した場合
- j. 労働者が就業規則、会社規則、労働協約の規定に反した場合
- k. 労働者が当局に拘留された場合
- l. 労働者が長期の病気、または労災を原因とする障害により、12ヵ月を超えて職場復帰できなかった場合
- m. 労働者が定年となった場合
- n. 労働者が死亡した場合

雇用関係終了理由(2-1) – 赤字は国会で成立後に変更された部分 オムニバス法(雇用創出法)第81条 / 労働に関する法律2003年第13号第154A条 (1)

- a. 企業が合併、吸収、買収、分社を行った場合で、労働者が就労継続を望まないか、企業が労働者を受け入れる用意のない場合
- b. 企業が損失を理由に閉業または閉業を伴わずに効率化を行った場合
- c. 企業が2年間継続した損失により閉業した場合
- d. 企業が不可抗力により閉業した場合
- e. 企業が債務返済義務を猶予されている状態にある場合
- f. 企業が破産した場合
- g. 労働者が、企業による以下のような行為を理由に、雇用関係終了を求めた場合
 - 1. 労働者に対して、迫害、乱暴な冒涇、または脅迫を行った。
 - 2. 労働者に対して、法規に違反する行為を行うよう促した。
 - 3. 労働者に対して、3カ月間以上続けて既定の賃金を決められた時期に支払わなかった。たとえそれ以後、企業が決まった時期に支払ったとしても。
 - 4. 労働者に対して、約束した義務を果たさなかった。
 - 5. 労働者に対して、決められた業務以外の業務を強制的にさせた。
 - 6. 労働者に対して、就業規則に含まれていない精神上、安全上、健康上、人格上、危険な業務をさせた。

雇用関係終了理由(2-2) - 赤字は国会で成立後に変更された部分 オムニバス法(雇用創出法)第81条 / 労働に関する法律2003年第13号第154A条 (1)

- h. 労使関係紛争調停委員会が、労働者から報告された上記g.に記載の行為は企業になかったと判定し、企業が雇用関係終了を決定した場合
- i. 労働者が以下の条件を満たしたうえで自己都合退職した場合
 1. 退職日の遅くとも30日前に書面で退職願を提出する
 2. 退職が業務と関係づけられていないこと
 3. 退職開始日まで必要業務を引き続き実施すること
- j. 労働者が、正当な理由を書面で提示することなく、また、経営者が適切な方法または書面で2回招集したにもかかわらず、5労働日以上無断欠勤した場合
- k. 労働者が就業規則、会社規則、労働協約の規定に反した場合で、就業規則、会社規則、労働協約に規定された場合を除き、すでに1回あたり6ヵ月有効の警告書を3回続けて発出されていた場合
- l. 労働者が犯罪の容疑で当局に拘留され、その結果、6ヵ月就業できなかった場合
- m. 労働者が長期の病気、または労災を原因とする障害により、12ヵ月を超えて職場復帰できなかった場合
- n. 労働者が定年となった場合
- o. 労働者が死亡した場合

労働に関する規定(4)

- **アウトソーシング** (第81条: 法律2003年第13号の改訂)
 - アウトソーシング企業に雇用されて派遣される労働者の賃金、厚生、労働条件、紛争解決等は最低でも法規に基づいて実施し、アウトソーシング企業が責任を持つ [第66条(2)]
 - 派遣労働者のアウトソーシング企業が替わっても、派遣労働者の権利は守られ、最低でも変更前のアウトソーシング企業の権利と同じレベルとする必要 [第66条(3)]
 - 元法第66条にある「派遣労働者には当該企業の中核関連業務をさせない」との規定は省略された
- **失職保障 (Jaminan Kehilangan Pekerjaan)** (第82条: 法律2004年第40号の改訂)
 - 社会保障プログラムの一つとして新設
 - 保険料納入の失職者へ最大で賃金6ヵ月分支給 [第46D条]
 - 原資は政府資金、社会保障プログラムへの保険料、労働保障管理機構 (BPJS Ketenagakerjaan) の活動資金 [第46E条]

その他の注目点

- **環境** (第22条: 法律2009年第32号の改訂)
 - 環境許可は廃止、環境承認へ。違反者は事業許可を取消
 - 高リスク事業のみ環境影響評価 (AMDAL) が必要
- **空間計画** (第17~20条: 法律2007年第26号等の改訂)
 - 地域別・部門別の空間計画を単一の空間計画へ統合
 - デジタルマップ活用、立地許可や事業監視に利用
- **食料輸入** (第64条: 法律2012年第18号の改訂)
 - 食料輸入は国内需要を満たすために実施 (元法では「国内生産が需要を満たせない場合に限り輸入」)
- **政府投資** (第165~172条)
 - 政府系投資ファンドを目指す投資管理機関 (LPI) を設立

第4部

オムニバス法の問題点と 今後への影響

- オムニバス法の問題点
- オムニバス法反対デモの影響
- 今後の予想される展開

オムニバス法の問題点

• オムニバス法制定プロセスの問題

- いくつかのバージョンの存在・・・2020年2月12日版（国会へ提出された案：1028頁）、10月5日版（国会成立版：905頁）、10月11日版（1035頁）、10月12日版（大統領へ提出された最終版：812頁）、10月23日版（1187頁）、11月2日付法律2020年第11号（1187頁）

⇒国会成立後に少なくとも3回内容を改訂、違法との指摘も

- 国民への情報公開が不足、審議時間も不十分なまま成立

• リスクベース・アプローチの問題

- リスク程度の判定を誰がどう行うのか。客観的な基準をきちんと担保できるのか。先に事業があり、リスク判断を後で合わせる恣意性を排除できるか。

• グローバルな環境問題への視点が希薄

- 経済成長優先志向の加速化、環境配慮をどう進めるか

オムニバス法反対デモの影響

- 労働組合連合団体、学生団体らが中心。後にイスラム団体なども合流。政府の懐柔策も奏功せず。
- 全国各地で10月初めから現在まで、反対デモが拡大
- ジャカルタなど一部では、地域限定的ながら暴動にまで発展、社会インフラが一時的に混乱。
- オムニバス法案に関する情報公開がないなか、様々なデマがSNSなどを通じてデモ隊や一般市民へ拡散（→退職金廃止、賃金は時給制、常雇廃止、最低賃金廃止、外国人労働力の自由参入など）
- 一部の反政府勢力が、反対デモを政治的に利用しているとの見方あり

今後の予想される展開

- オムニバス法の実施にはまだ時間がかかる
 - オムニバス法が成立・発効しても、政令や大臣令などの実施規則の数が膨大(35政令・5大統領令を3ヵ月以内に策定予定)。
 - 省庁・機関の思惑が絡み、新たな実施規則間の齟齬や重複が現れ、再調整が必要になる可能性がある。
 - 投資誘致に必要な投資優先リストの発表(当初2020年2月の予定)が遅れ、ネガティブリストの処遇も不明。
- オムニバス法反対デモは質的に変化か
 - オムニバス法の中身がメディア等で伝わるにつれ、デモは解消。労働者団体等のデモは一部政治化するものの、鎮静化へ向かう。
 - 他方、オムニバス法の制定プロセスの違法性や同法をめぐる利権・汚職への監視が制度的に不十分との批判が強まる。
- 2024年大統領選挙を見越して政治はどう動くか
 - 盤石にみえる第2次ジョコ・ウィド政権だが・・・
 - オムニバス法に反対するイスラム社会団体の動きにも注目

ご清聴ありがとうございました

松井 和久

弊社ホームページの以下のサイトから、オムニバス法（雇用創出法）のインドネシア語原文ファイルをダウンロード可能です。ご利用ください。

<https://matsui-glocal.com/2020/10/13/uu-cipta-kerja-j/>

オムニバス法（雇用創出法）の条文詳細やインドネシア政治・経済・社会に関するご質問、ご相談、その他の問い合わせをお受けいたします。ご希望の方は、以下のアドレス宛へメールにてご連絡ください。

Email: matsui@matsui-glocal.com